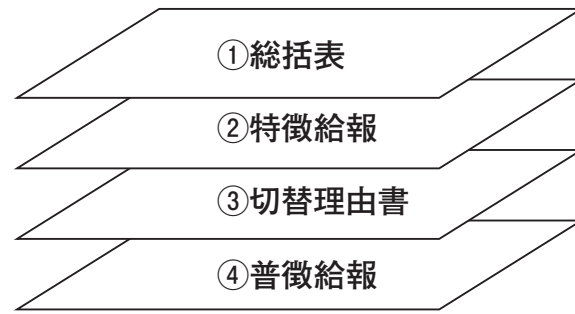


4 給与支払報告書の提出方法について

給与支払報告書の提出の際は、右図のように①総括表②特徴給報③切替理由書④普徴給報（普通徴収とする理由（符号）を記入してください）の順番でまとめてください。



5 納期の特例について

特別徴収を実施している事業者は、通常、従業員から徴収した市・県民税を、毎月定められた納期までに金融機関等で納付する必要があります。

しかし、受給者総人員が常時10名未満の事業所は、「納期の特例に関する承認申請書」を提出して承認を受けることにより、6月分から翌年5月分までの市・県民税を12月10日と6月10日の年2回に分けて納付することができます。

納期の特例を申請する場合は、給与支払報告書の提出の際に「納期の特例に関する承認申請書」を併せて御提出ください。

※ 「納期の特例に関する承認申請書」は日立市ホームページに掲載されている「市民税・県民税の給与所得等に係る特別徴収について」のページから印刷することができます。

6 電子申告サービス（eLTAx）及び光ディスク等による給与支払報告書の提出について

日立市では、市・県民税にかかる特別徴収関連手続き（給与支払報告書の提出など）について、eLTAx（エルタックス）を利用したインターネットによる受付及び光ディスク等による受付を行っています。

また、提出する枚数が100枚以上になる事業所は、eLTAx（エルタックス）又は光ディスクにより提出することを願っております（令和3年度から）。積極的に御利用ください。

eLTAxとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・届出・納付の各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。利用方法などの詳細は、eLTAxホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）を御覧ください。

eLTAx 又は光ディスク等で給与支払報告書を提出する際につきましても、普通徴収対象の従業員がいる場合には、「普通徴収」項目を入力（該当欄にチェック）したうえで、普通徴収の理由として該当する「普A」～「普F」の符号を摘要欄に入力してください。

7 その他

- (1) お送りした「給与支払報告書（総括表）」の印字内容に訂正がある場合は、朱書き訂正してください。
- (2) すでに廃業している場合は、「給与支払報告書（総括表）」に廃業した旨（令和〇年〇月〇日廃業）を朱書きし、返送してください。
※ 廃業した年に、従業員への給与支払いがあった場合は、その年分について「給与支払報告書」の提出が必要になります。
- (3) 給与支払者が個人事業主の場合、番号法に定める本人確認が必要になりますので、次のいずれかの書類を添付してください。①支払者のマイナンバーカードの写し②支払者の通知カードの写し及び運転免許証などの写真付き身分証明書の写し

【お問い合わせ先及び送付先】
 日立市 財政部 市民税課 市民税係 TEL 0294-22-3111
 〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号 I P 050-5528-5000
<https://www.city.hitachi.lg.jp/> 内線 239・235

給与支払者各位

日立市長 小川 春樹
 （市民税課扱い）

令和6年度給与支払報告書の提出について（お願い）

市税につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年もいよいよ年末調整及び給与支払報告書等の作成の時期を迎えることになりました。

つきましては、令和6年度給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を下記の事項に留意のうえ作成し、**令和6年1月31日（水）まで（必着）**に御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 給与支払報告書作成の留意点について

(1) 「総括表」について

同封されている総括表を切り離した後、必要事項を記入し、受給者総人員と報告人員を確認のうえ、給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に提出してください。

なお、独自で作成した総括表を使用される際には、必ず同封されている総括表を添付して御提出ください。

〔参考例：総括表〕

令和6年度 給与支払報告書（総括表）提出期限 令和6年1月31日		指 定 番 号	
日立市長 あて		001255	
令和6年1月31日 提出			
給与支払者の個人番号又は法人番号	1234567890123	法人番号（個人事業主の場合は事業主の個人番号）を必ず記入してください。	
フリガナ	ヒタチカブシキガイシャ	受給者総人員	200人
フリガナ	日立株式会社	特別徴収対象者	70人
フリガナ	日立事業所	普通徴収対象者（退職者）	10人
フリガナ	日立シキガワチヨウ 1-1-1	普通徴収対象者（退職者を除く）	20人
〒	〒317-8601	報告人員の合計	100人
同上の所在地	日立市助川町1-1-1	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	日立 太郎 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	人事課 日立さくら 0294-22-3111 内線239	給与の支払方法及びその期日	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	日立太郎	納入書の送付	必要・不要
納入書の送付	必要・不要	「不要」を選択した場合、5月上旬に送付する特別徴収税額決定通知書に納入書が同封されません。	

(2) 「個人別明細書」について

- ア 住所・氏名・フリガナ・生年月日を記入してください。
- イ 扶養親族の数、社会保険料、各保険料の控除額は、漏れなく記入してください。また、「記入した控除の人数、該当項目及び控除額」と「所得控除の額の合計額」が一致することを確認願います。
- ウ 16歳未満（平成20年1月2日以降生まれ）の扶養親族は、「控除対象扶養親族」には該当しません。
- エ 受給者の中途就・退職があった場合には、「中途就・退職」欄に必ず〇印を記入し、中途就・退職年月日を記入してください。
- オ 年の途中で就職した方で、前職分を合算して年末調整した場合には、摘要欄に前職分の事業所名、給与額、社会保険料等を記入してください。
- カ 受給者の「個人番号」欄、（源泉・特別）控除対象配偶者及び扶養親族の「個人番号」欄、支払者の「個人番号又は法人番号」欄を忘れずに記入してください。

※ 詳細は税務署で配布する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御確認ください。

2 個人住民税特別徴収の一斉指定について

個人住民税につきましては、地方税法及び市町村条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から天引きをし、市町村に納付することとされています。（この制度を「特別徴収」といいます。）

茨城県と県内全市町村では、納税者間の公平性、納税者の利便性の確保等を図るため、平成27年度から、特別徴収を徹底する取り組み（一斉指定）を行っています。（注意1）

それに伴い、一部の従業員の方のみ特別徴収をされていた事業者様におかれましても、全ての従業員の方が特別徴収対象となります。（注意2を除く）

事業者の皆様におかれましては、特別徴収の実施につきまして、御理解・御協力をお願い申し上げます。

（注意1）日立市における特別徴収経過措置について

日立市では、下記の経過措置を設定し、受給者総人員数（給与支払を受けている総従業員数）により段階的な特別徴収を実施していましたが、令和元年度からは全ての事業者が特別徴収対象となりました。

実施年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象事業者	受給者総人員10名以上		受給者総人員5名以上		全事業者

（注意2）普通徴収対象者について

当面、普通徴収が認められるのは、以下のいずれかの理由に該当する従業員に限られます。ただし、実際に普通徴収とするには「普通徴収切替理由書」の提出及び「給与支払報告書（個人別明細書）」に符号の記入が必要です。記入の仕方については、右ページを御覧ください。

普A 総従業員数が2人以下の事業者から給与を支給されている方

※下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数

普B 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方）

普C 給与から個人住民税を特別徴収しきれない方（均等割非課税基準所得以下（＝非課税）の方を含む）（補足）

普D 給与の支払が不定期な方

普E 事業専従者（給与支払者が個人事業主である場合のみ対象）

普F 退職している方又は退職予定の方（5月末日まで）及び休職者

※休職者には育児休業中の方を含み、4月1日現在給与の支払を受けていない場合に限りです

（補足）次の要件に該当すれば均等割非課税基準所得以下（非課税）となります。

（1）令和6年1月1日時点で、障害者・未成年者・寡婦又はひとり親に該当する方で、令和5年中の所得が135万円以下であった方

（2）令和5年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
 $\{ (本人 + 扶養人数) \times 32万円 + 10万円 + 18万9千円 \}$ 以下の方
 （控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は42万円以下の方）

*「非課税」の目安は、令和5年中の給与支払額が97万円以下の場合となります。

3 普通徴収とする場合の手続方法について

普通徴収対象者の従業員がいる場合は、次の2つの手続きが必要になります。手続きがされない場合、特別徴収となりますので御注意ください。

（1）「普通徴収切替理由書」の提出

同封されている切替理由書を切り離した後、該当する欄に人数を記入し、給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）と一緒に提出してください。

※ 「普A」～「普F」の理由（切替理由）に該当しない方は、普通徴収にすることができません。

※ 日立市への報告人員のみ記入してください。

〔参考例：切替理由書〕

普通徴収切替理由書			
市町村名	日立市	指定番号	001255
給与支払者の氏名又は名称	日立株式会社		
符号	普通徴収切替理由	人員	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	人	
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が97万円以下)	6人	
普D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	人	
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は5月末日までの退職予定者 (休職、育児休業を含む)	4人	
普通徴収合計人員 ※普A～普Fの合計		10人	

普通徴収に切り替える受給者がいる場合は、必ず記入してください。

該当する切替理由(「普A」～「普F」)毎に人員を記入してください。
 ※切替理由に該当しない受給者は、普通徴収に切り替えることはできません。

（2）「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄への符号記入

普通徴収対象者の個人別明細書摘要欄に、該当する「普A」～「普F」の符号を記入してください。

〔参考例：個人別明細書〕

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※											
支 払 を 受 け る 者	住 所	(受給者番号) (個人番号)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		
		日立市末広町1-1-1		(役職名)		(フリガナ) ヒタチ タイチ											
		氏名		日立 太一													
		種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
給料・賞与		500 000		0		910 000											
(源泉)控除対象配偶者の有無		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)				障害者の数(本人を除く)		非居住者である親族の数							
有	従有			特定		老人		その他		特別		その他					
○		380 000		人 従人		人 従人		人 従人		人		人		人			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額											
50 000																	
(摘要)																	
前職分 茨城株式会社 支給額10,000円 社会保険料額0円 源泉徴収税額0円																	
生命保険料の金額の		新生命保険		円		旧生命保険		円		介護医療保		円		新個人年金		円	

普通徴収の理由として該当する「普A」～「普F」の符号を摘要欄に記入してください。